

# 平成26年4月以後に育児休業を取得される組合員の皆さんへ 育児休業手当金の給付率が変更されました！

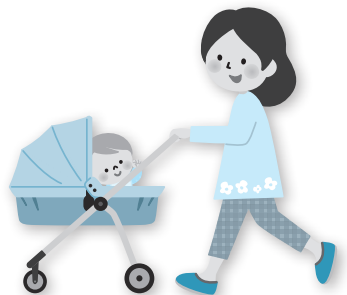
男女ともに育児休業を取得していくことを推進するため、このたび雇用保険法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に育児休業を取得された者に対する育児休業手当金の給付率が引き上げられました。

これに伴い地方公務員等共済組合法においても同様の一部改正が行われ、平成26年4月1日以降に育児休業を取得された組合員について、**出産手当金の水準（給付率2/3）を踏まえ、育児休業期間が180日<sup>※</sup>に達するまでの間の給付率を、現行の50%から67%に引き上げられました。**【※ 180日……育児休業をした日数（土日を含む）】

また、今回の給付率の67%への引き上げに伴い、**給付上限相当額**についても9,702円から**13,001円へ変更**となります。

なお、平成26年3月以前に育児休業を取得している組合員については、改正前の50%の給付率が適用されます。

今回の改正に関する事例について下記に掲げておりますのでご参照ください。



## 事例1 平成26年4月1日以降に育休を取得した場合

産後休業開始 2月13日	法改正施行日 4月1日	出産56日経過 育休取得 4月10日	育休取得期間が通算 180日経過 10月7日	育休終了 2月11日
(出産日: 2月12日)		67%		50%

## 事例2 平成26年4月1日以降に育休を取得し、一度復職した場合（前後の期間を通算して180日まで）

産後休業開始 2月13日	法改正施行日 4月1日	出産56日経過 育休取得 4月10日	復職 6月1日	再度育休取得 7月1日	育休取得期間が通算 180日経過 11月6日	育休終了 2月11日
(出産日: 2月12日)		67%		復職期間	67%	50%

## 事例3 平成26年3月31日以前に育休を取得した場合（改正前の給付率50%を適用）

産後休業開始 1月18日	出産56日経過 育休取得 3月15日	法改正施行日 4月1日	育休取得期間が通算 180日経過 9月11日	育休終了 1月16日
(出産日: 1月17日)		50%		

## 事例4 母が平成26年3月31日以前に育休を取得し、父が平成26年4月1日以降に育休を取得した場合

産後休業開始 1月18日	出産56日経過 育休取得 3月15日	法改正施行日 4月1日	育休取得期間が通算 180日経過 9月11日	育休終了 1月16日
母 (出産日: 1月17日)				
		育休取得 4月10日	育休取得期間が通算 180日経過 10月7日	育休終了 2月28日
		父		
		67%		50%



## 事例5 平成26年3月31日以前に育休を取得し、同年4月1日以降に復職したのち、再度育休を取得した場合

（平成26年3月31日以前に取得した育休期間の延長部分として取り扱うことから、改正前の給付率50%を適用）

産後休業開始 1月18日	出産56日経過 育休取得 3月15日	法改正施行日 4月1日	復職 5月1日	再度育休取得 6月1日	育休取得期間が通算 180日経過 10月12日	育休終了 1月16日
(出産日: 1月17日)		50%		50%	50%	50%